

公の施設の指定管理者の指定の件（豊平館）

平成 27 年（2015 年）11 月 27 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市豊平館
- 2 公の施設の位置
札幌市中央区中島公園 1 番 20 号
- 3 指定管理者
札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 1 番地 21
株式会社 N T T ファシリティーズ北海道
代表取締役社長 田淵 昇
- 4 指定期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(理 由)

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、豊平館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。